

平成18年5月11日

各位

会社名 宇部興産株式会社
代表者名 代表取締役社長 田村浩章
(4208 東証第一部、福証)
問合せ先 IR広報部長 泉原雅人
(TEL03-5419-6110)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第100回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことにより、単元未満株式についての権利、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を新設するなど、条文の新設、削除、移設その他の修正ならびに条数および字句の変更を行うものであります。また、電子公告制度を導入するものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

第1章 総則	第1章 総則
(商号)	(商号)
第1条 (省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 (省略)	第2条 (現行どおり)
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 (省略)	第3条 (現行どおり)
(新設)	<u>(機関)</u>
	第4条 当社は株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。
	<u>(1) 取締役会</u>
	<u>(2) 監査役</u>
	<u>(3) 監査役会</u>
	<u>(4) 会計監査人</u>

(公告の方法)

第4条 当社の公告は東京都で発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第2章 株式

(株式総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は33億株とする。

(新 設)

(第11条を移設)

(1単元の株式の数、単元未満株券の不発行)

第6条 当社の1単元の株式の数は1,000株とする。

当社は1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。但し株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

(新 設)

(単元未満株式の買増)

第7条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

(名義書換代理人)

第8条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は電子公告とする。但し事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は33億株とする。

(株券の発行)

第7条 当社は株式に係る株券を発行する。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数及び単元未満株券の不発行)

第9条 当社の単元株式数は1,000株とする。
当社は第7条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。但し株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)

はその有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増)

第11条 当社の株主は株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿及び実質株主名簿並びに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載、質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買取及び買増、株主（実質株主を含む。以下同じ。）としての諸届出その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規則）

第9条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿への記載、質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買取及び買増、株主としての諸届出その他株式に関する取扱及び手数料は取締役会で定める株式取扱規則による。

（基準日）

第10条 当社は毎決算期（毎年3月31日）の株主名簿及び実質株主名簿に記載ある最終株主を以てその期の定時株主総会に於て株主の権利を行使すべき株主と看做す。

前項のほか必要あるときは予め公告し、一定の日時に於て株主名簿及び実質株主名簿に記載ある株主を以てその権利を行使すべき株主と看做す。

（自己株式の取得）

第11条 当社は商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議を以て自己株式を買受けることができる。

第3章 株主総会

（株主総会開催の時期）

第12条 （省略）

（新設）

（株主総会の議長）

第13条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。社長に事故あるときは予め取締役会の定めた順序に従い他の取締役がこれに代る。

（新設）

当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規則）

第13条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（削除）

（第8条へ移設）

第3章 株主総会

（招集）

第14条 （現行どおり）

（定時株主総会の基準日）

第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年3月31日とする。

（招集権者及び議長）

第16条 株主総会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。社長に事故あるときは予め取締役会の定めた順序に従い他の取締役がこれに代る。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第17条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法

で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は出席した株主の議決権の過半数を以てこれを行う。

商法第343条に定める特別決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の3分の2以上を以てこれを行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。但し株主又は代理人は委任状を当会社に差出さなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の選任)

第16条 当会社の取締役は15名以内とし、株主総会でこれを選任する。

取締役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数を以てこれを行う。

取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。

補欠又は増員として選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了すべきときまでとする。

(代表取締役)

第18条 当会社を代表する取締役は5名以内とし、取締役会の決議によりこれを定める。

代表取締役は各自会社を代表する。

(取締役の役名)

第19条 (省略)

(取締役会の招集通知)

第20条 取締役会の招集通知は会日より3日前に各取締役及び各監査役に対してこれを発する。

但し緊急の必要があるときはこの期間を短縮する

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を以てこれを行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を以てこれを行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数及び選任)

第20条 当会社の取締役は15名以内とし、株主総会でこれを選任する。

取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以てこれを行う。

取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。

(代表取締役)

第22条 当会社を代表する取締役は5名以内とし、取締役会の決議により選定する。

代表取締役は各自会社を代表する。

(取締役の役名)

第23条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は会日より3日前までに各取締役及び各監査役に対してこれを発する。

ことができる。

(取締役の報酬)

第21条 取締役の報酬は株主総会でこれを定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第22条 当社は商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく賠償責任の限度額は、商法第266条第19項各号に定める金額の合計額を限度とする。

(相談役、顧問)

第23条 (省略)

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の選任)

第24条 当社の監査役は5名以内とし、株主総会でこれを選任する。

監査役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数を以てこれを行う。

(監査役の任期)

第25条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。

補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。

(新設)

(監査役会の招集通知)

第26条 監査役会の招集通知は会日より3日前に各監査役に対してこれを発する。

但し緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

(監査役の報酬)

第27条 監査役の報酬は株主総会でこれを定める。

第6章 計算

(営業年度)

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議によってこれを定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第26条 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(相談役、顧問)

第27条 (現行どおり)

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数及び選任)

第28条 当社の監査役は5名以内とし、株主総会でこれを選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以てこれを行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第31条 監査役会の招集通知は会日より3日前までに各監査役に対してこれを発する。

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等は株主総会の決議によってこれを定める。

第6章 計算

(事業年度)

<p>第28条 当社の営業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。</p> <p>(利益金の処分)</p> <p>第29条 当社の利益金は株主総会の決議を以て処分する。但し法令に定めあるものはこれによる。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第30条 当社の利益配当金は毎年3月31日現在の株主名簿及び実質株主名簿によりこれを支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第31条 当社は取締役会の決議に基づき毎年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿により商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下中間配当という。)を行うことができる。</p> <p>(転換社債の転換の時期)</p> <p>第32条 転換社債の転換により発行した株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求が4月1日より9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日より翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものと看做してこれを支払う。</p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第33条 利益配当金及び中間配当金は支払開始の日より満5年を経過してもその受領がないときは当社は支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>第33条 当社の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の処分)</p> <p>第34条 当社の剰余金は株主総会の決議を以て処分する。但し法令に定めあるものはこれによる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第35条 当社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第36条 当社は取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第37条 期末配当金及び中間配当金は支払開始の日より満5年を経過してもその受領がないときは当社は支払の義務を免れるものとする。</p>
--	--

3. 日程

定時株主総会開催予定日	平成18年6月29日(木)
効力発生予定日	平成18年6月29日(木)

以上